

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 8 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和 7 年 11 月 30 日までとする。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

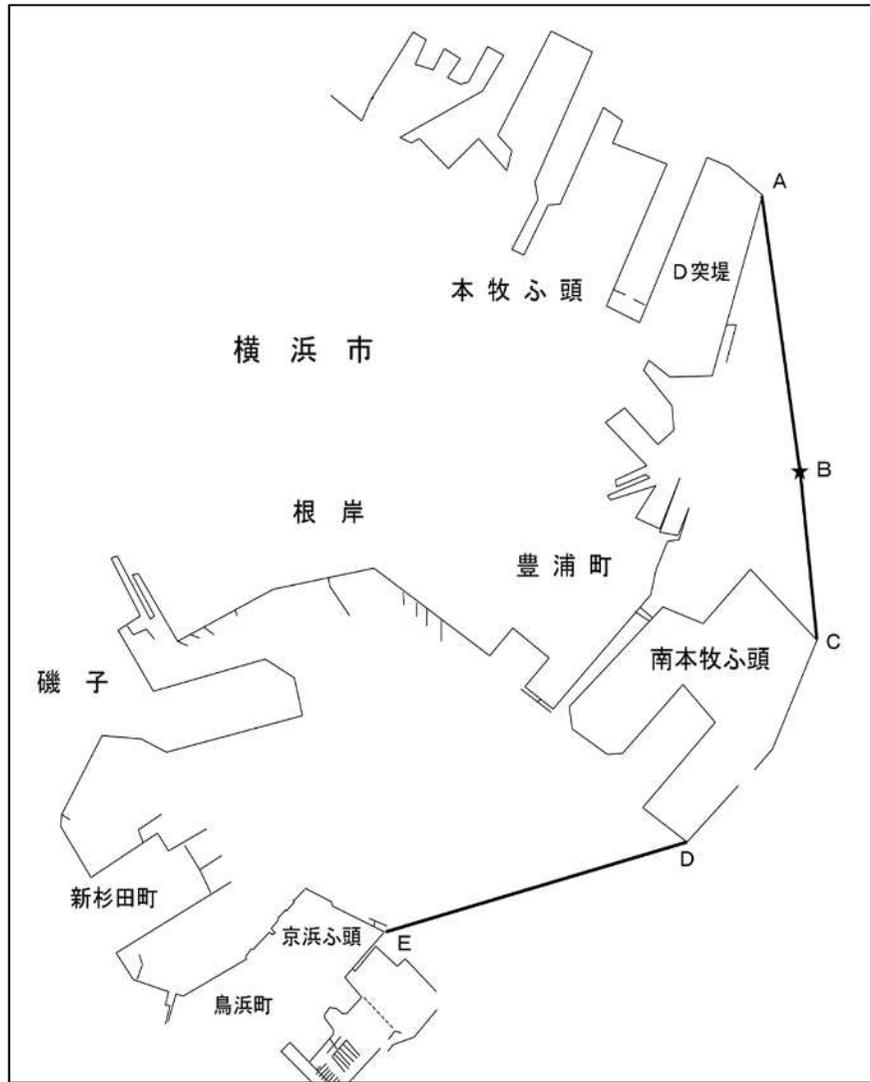
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
なまこ漁業	7	定めなし	点の位置 A 横浜市中区本牧 本牧ふ頭D突堤護岸北東角 B 本牧沖灯浮標 C 南本牧ふ頭護岸北東角 D 南本牧ふ頭護岸南角 E 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角 区域 上記 AB、BC、DE 及び陸岸によって囲まれた区域 （参考図①）	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横浜市中区に漁業根拠地を有する者	1 固定式刺し網（三枚網）による採捕に限る。 2 網目は 6.3 センチメートル以上とする。	令和 3 年 1 月 27 日から同月 29 日まで
なまこ	28	定めなし	区域 アイ，イウ，ウエ，エオ，オB，EF 及び CD の 7 直線と最大高潮時海岸線とによって	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横浜市金沢区に漁業根拠地を有す	1 固定式刺し網（一枚網及び三枚網）、たも網、	令和 3 年 1 月 27 日から同

漁業			<p>囲まれた区域</p> <p>基点の位置</p> <p>A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点</p> <p>B 横須賀市夏島町1番地護岸角</p> <p>C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い60メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端</p> <p>F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端</p> <p>G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角</p> <p>H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>点の位置</p> <p>ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端</p>	る者	みづき漁法、はだかもぐり漁法及び徒手による採捕に限る	<p>2 三枚網の網目は6.3センチメートル以上とする。</p> <p>3 一枚網は1月1日から2月末日まで使用してはならない。</p>	月29日まで
----	--	--	--	----	----------------------------	--	--------

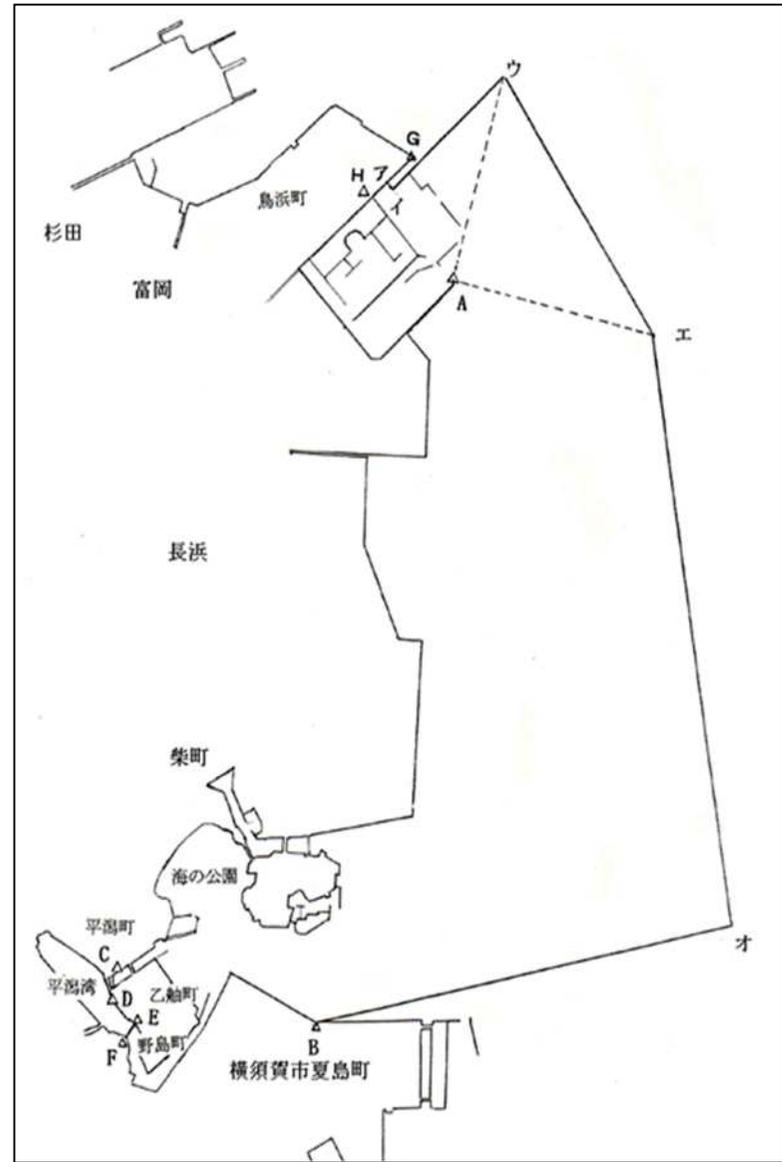
			<p>イ GからHを見通した線を0度とし、Gから右回りに348度17分392メートルの点</p> <p>ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点</p> <p>エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点</p> <p>オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点</p> <p>(参考図②)</p>				
なまこ漁業	5	定めなし	<p>区域</p> <p>(1) アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、E F及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点の位置</p> <p>A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点</p> <p>B 横須賀市夏島町1番地護岸角</p> <p>C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿いに60メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿いに7.5メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上</p>	1月1日から12月31日まで	横浜市金沢区に漁業根拠地を有する者	<p>1 固定式刺し網(一枚網及び三枚網)、たも網、みづき漁法、はだかもぐり漁法及び徒手による採捕に限る。</p> <p>2 三枚網の網目は6.3センチメートル以上とする。</p> <p>3 一枚網は1月1日から2月末日まで使用してはならない。</p> <p>4 操業区域のう</p>	令和3年1月27日から同月29日まで

		<p>流端</p> <p>F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端</p> <p>G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角</p> <p>H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから 500メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>点の位置</p> <p>ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから 383メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>イ GからHを見通した線を0度とし、Gから右回りに 348度 17分 392メートルの点</p> <p>ウ Aから 9度 30分（真方位）1,550メートルの点</p> <p>エ Aから 101度 30分（真方位）1,730メートルの点</p> <p>オ Bから 76度 20.1分（真方位）3,460メートルの点</p> <p>区域</p> <p>(2) カキ、カク及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>基点の位置</p>			<p>ち(2)においては、三枚網による漁法以外行ってはならない。</p>	
--	--	--	--	--	--------------------------------------	--

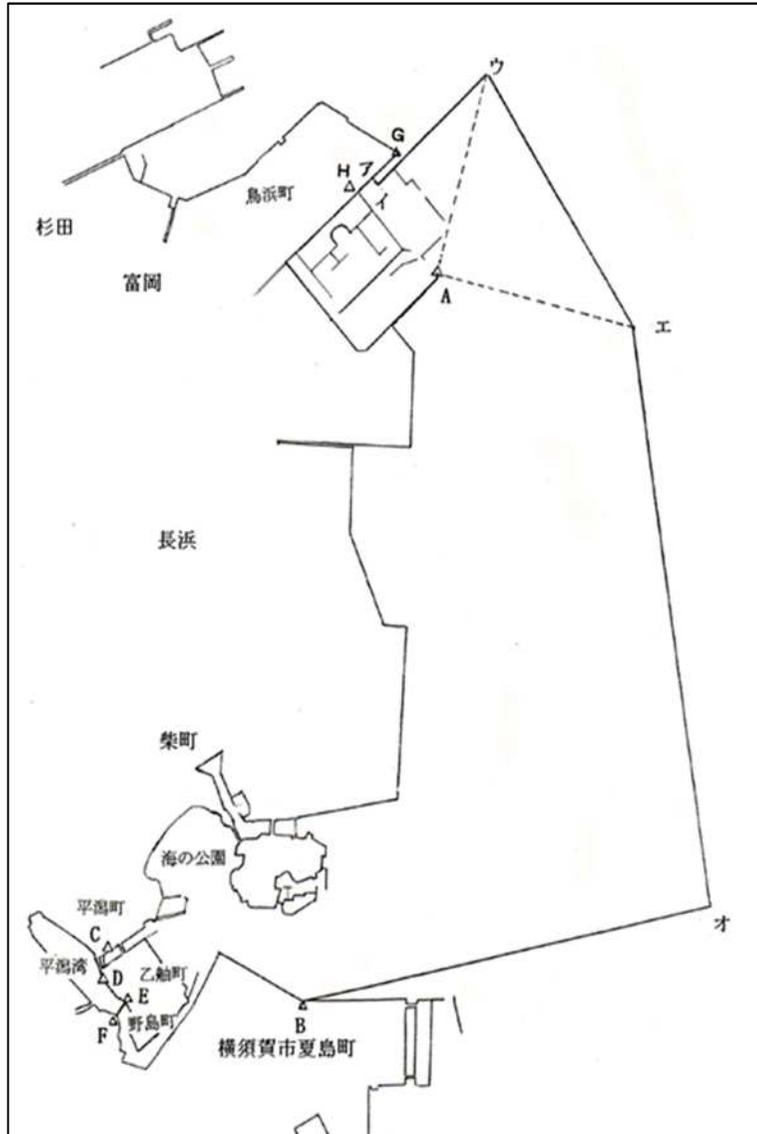
			カ 南本牧ふ頭護岸南角 キ 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角 ク 日清オイリオグループ(株)横浜磯子事 業場の海側サイロ北東端 (参考図③)				
--	--	--	---	--	--	--	--



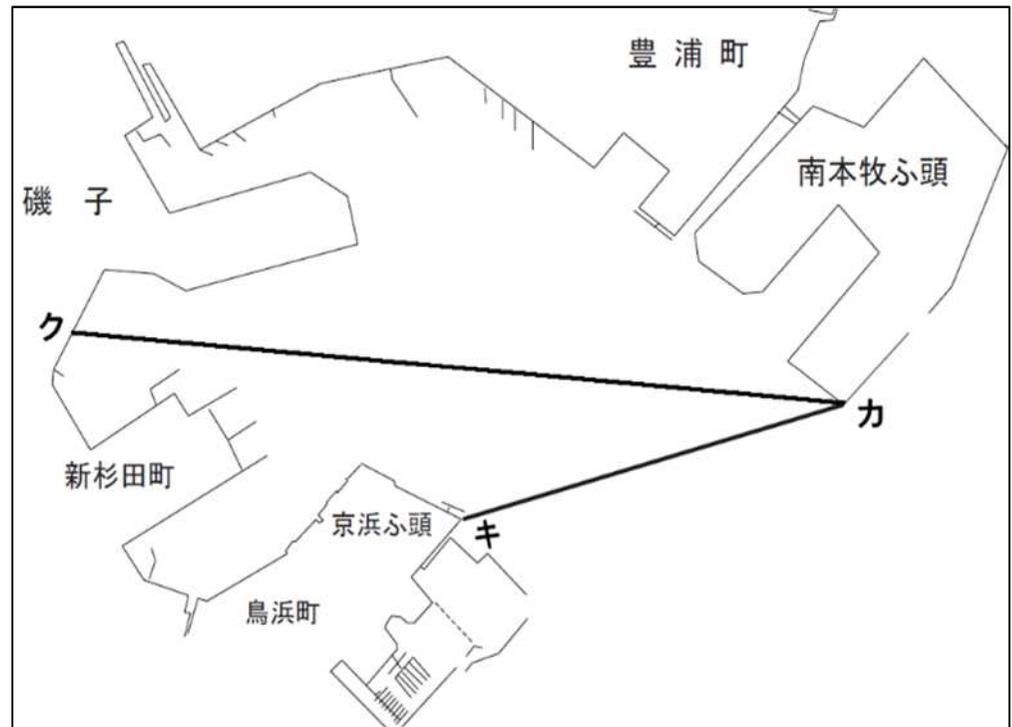
参考図①



参考図②



区域 (1)



区域 (2)

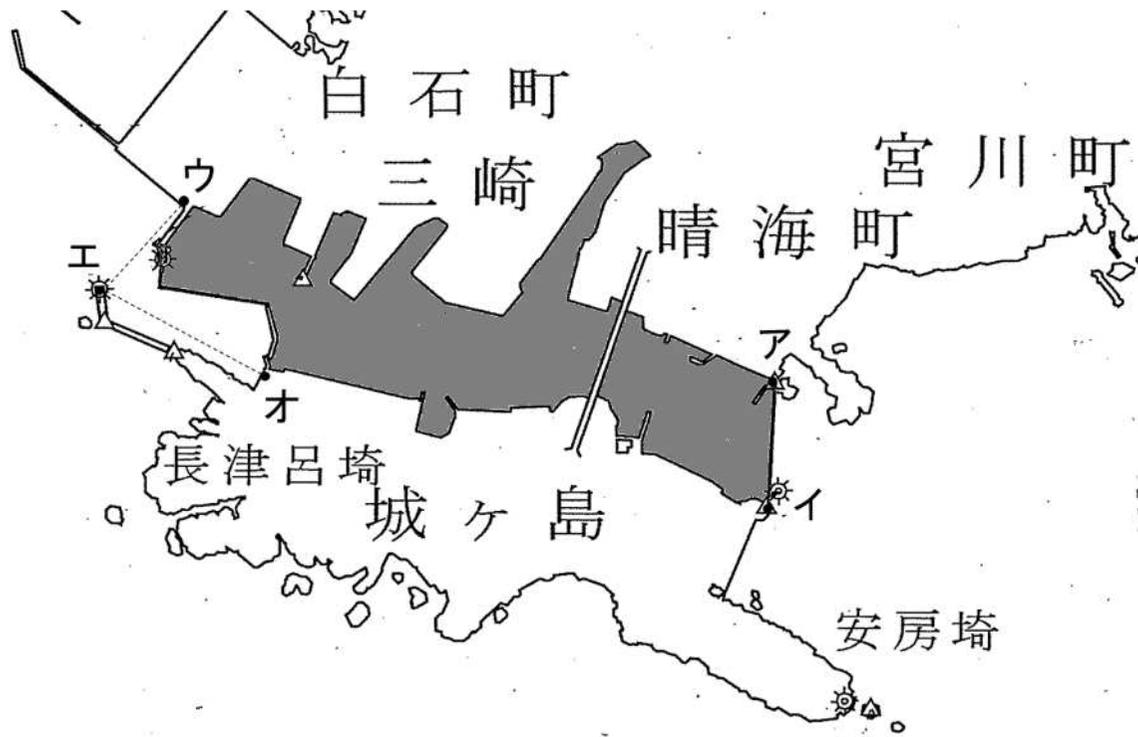
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 8 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和 7 年 11 月 30 日までとする。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
なまこ漁業	25	定めなし	点の位置 ア 三浦市晴海町通り矢物揚場東南角 イ 三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島防波護岸北東角 ウ 北緯 35 度 8 分 29 秒、東経 139 度 36 分 35 秒の点 エ 北緯 35 度 8 分 22 秒、東経 139 度 36 分 26 秒の点 オ 北緯 35 度 8 分 14 秒、東経 139 度 36 分 44 秒の点 区域 アイ、ウエ及びエオの 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	三浦市に漁業根拠地を有する者	1 みづき漁法、たも網及び徒手による採捕に限る。 2 船舶の航行を妨げてはならない。	令和 3 年 1 月 27 日から同月 29 日まで

(参考図)



点の位置

- ア 三浦市晴海町通り矢物揚場東南角
- イ 三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島防波護岸北東角
- ウ 北緯 35 度 8 分 29 秒、東経 139 度 36 分 35 秒の点
- エ 北緯 35 度 8 分 22 秒、東経 139 度 36 分 26 秒の点
- オ 北緯 35 度 8 分 14 秒、東経 139 度 36 分 44 秒の点

区域 アイ、ウエ及びエオの 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。

(上図の灰色で示した区域が操業区域。)